

平成
30年度

高齢者の肺炎球菌感染症の 定期接種について

定期接種とは、「予防接種法」という法律に基づき市町村が実施する予防接種です。



対象者

●平成30年度に以下の年齢になる方。(生年月日をご確認ください)

65歳	昭和28年4月2日生～ 昭和29年4月1日生の方	85歳	昭和8年4月2日生～ 昭和9年4月1日生の方
70歳	昭和23年4月2日生～ 昭和24年4月1日生の方	90歳	昭和3年4月2日生～ 昭和4年4月1日生の方
75歳	昭和18年4月2日生～ 昭和19年4月1日生の方	95歳	大正12年4月2日生～ 大正13年4月1日生の方
80歳	昭和13年4月2日生～ 昭和14年4月1日生の方	100歳	大正7年4月2日生～ 大正8年4月1日生の方

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

●この制度では、今までワクチン*を接種したことがない方を対象に、平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

*23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチン

対象期間

●平成30年4月1日～平成31年3月31日まで



- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村によって異なる場合があります。

肺炎球菌感染症の予防接種は、
すべての肺炎を防ぐものではありません。